

株主各位

第21回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

- 新株予約権等の状況
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 会社の支配に関する基本方針
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

株式会社ビジネス・ブレイクスルー

上記の事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.bbt757.com>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2019年3月31日現在)

発行決議日	2012年6月26日
新株予約権の数	2,900個
新株予約権等の目的となる株式の種類と数	普通株式 580,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり255円
新株予約権の権利行使価額	222円
権利確定条件	(注) 1.
権利行使期間	自 2013年4月1日 至 2022年7月11日
取締役(社外取締役を除く) 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,600個 320,000株 6名
社外取締役 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	100個 20,000株 1名
監査役 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	200個 40,000株 2名

(注) 1. (1) 新株予約権者が、当社の取締役、監査役又は使用人の地位に基づき新株予約権の割当を受けている場合、それら何れの地位も失った場合、その保有する新株予約権は即時失効する。但し、当社又は当社の子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。また、新株予約権者が当社に対する支援者としての地位(取締役会により支援の関係を認められたことによる地位)に基づき新株予約権の割当を受けている場合、権利行使時においても、当社に対する支援者の地位が継続していることを要す。新株予約権者は、当社に対する支援の関係が消滅したと当社が認めて対象者に通知をした場合、その者の権利は即時失効する。

(2) 相続人による権利行使

① 取締役、監査役、使用人の場合

新株予約権者が死亡した場合において相続人が未行使の本新株予約権を承継し、行使することにつき当社の取締役会の承認を得た場合、新株予約権者の相続人は、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、新株予約権者が、当社所定の書面により当社に対し相続人による権利行使を予め希望しない旨を届け出た場合は、この限りではない。

② 貢献者等、当社に対して支援の関係にある者の場合支援者としての地位に基づき新株予約権を割り当てられた者につき、その者が死亡した場合には、その者の権利は即時失効するものとする。

2. (1) 本新株予約権者は、当社が行使期間中に金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された連結損益計算書における売上高が35億円以上であり、かつ、同連結損益計算書における営業利益が5億円以上の場合、以後本新株予約権を行使することができる。
 - (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、使用人若しくは当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。但し、本新株予約権者が取締役又は監査役の任期満了若しくは使用人の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、監査役、使用人若しくは当社の関係会社の取締役又は使用人の地位にない場合であっても、本新株予約権を行使することができる。
 - (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。
3. 上記表の株式数は、以下の株式分割の分割後の株式数に換算して記載しております。
2013年10月1日付（株式1株につき200株）

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制を整備するとともに、内部監査部門を設置し、内部監査を実施することにより、全社的な業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

監査役会が監査役会規程に則り策定する各事業年度の監査計画に基づき、適法性監査及び妥当性監査を推進する体制とするが、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他事項が発生した場合は、その都度取締役会において審議決定する。

常勤監査役は重要な会議への出席ができるものとする。また、取締役、執行役及びその他の使用人に対してその職務に関する事項の報告を求めるとともに業務及び財産状況を調査できるものとする。

また、当社は取締役の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待し、取締役会に少なくとも1名の当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍するようにする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、コンテンツ、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程に則り、原則月1回の取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

取締役及び使用人による効率的な職務執行の確保、責任権限に関する事項を明確にするため、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を整備し、取締役及び使用人の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築する。

- ⑤ 会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 関係会社管理規程及びグループ子会社等の職務執行に関する規程を定め、各子会社の業務を適切に管理する。また、当社幹部が各子会社の取締役を兼務し、各社から業務執行状況の報告を受けるとともに必要な助言・指導を行うものとする。
- i. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
各子会社は、業務の遂行状況、財務状況等を定期的に当社の経営会議において報告する。
 - ii. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各子会社は、各子会社において当社の体制に準じたりスク管理体制を構築し、これを維持する。
 - iii. 子会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われていることを確保するための体制
イ. 各子会社の業務運営については、必要に応じ子会社との会議を企画し、意思の疎通を図るものとする。
ロ. 各子会社が重要な経営判断を行う場合には、当社と事前に協議するものとする。
 - iv. 子会社の取締役等及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確認するための体制
各子会社は、各子会社において通報制度の整備、当社に準じたコンプライアンス体制を構築し、運用する。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役職務を補助すべき使用人を社内に置かず、必要に応じて監査役から監査業務の委託を受けた場合は、内部監査部門が、監査役職務を補助するものとする。監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して、取締役、所属部門責任者（内部監査部門責任者）等の指揮命令を受けない。
- ⑦ 取締役及び使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告するための体制並びに監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び各子会社の取締役及び使用人等は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び各子会社に重大な影響を及ぼす事項又は発生する恐れある事項、内部監査の実施状況などを速やかに報告する。当社は、当社の監査役及び当社が定めた内部通報窓口へ報告を行った当社及び各子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、経営上の重要な課題について報告を求めることができる。また、監査役及び監査役会は、代表取締役及び取締役、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求には一切応じないものとする。また、社内規程にその旨を明文化し周知徹底を図るとともに、弁護士、警察等の外部の専門機関と連携し、組織的に対応できる体制を整備するものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスについて

従業員に対し、社内研修や会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、内部通報の制度についても従業員に対する周知を継続的に行っております。

② 取締役の職務執行について

取締役会は、社外取締役2名を含む10名により構成され、社外監査役3名も出席しております。取締役会は当事業年度において12回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

③ 内部監査体制について

内部監査計画に基づき業務監査を実施、業務の適正化に努めております。

④ 財務報告に係る内部統制について

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施いたしました。

会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。しかしながら、このような基本方針の策定は、当社のみならず株主や当社の取引先や従業員など当社の利害関係者においても重要な事項であり、当社としましては、基本方針の策定の必要性について継続的に検討してまいり所存であります。

連結株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,816,489	1,567,137	1,339,513	△143	4,722,997
連結会計年度変動額					
新株の発行	1,865	1,865			3,731
剰余金の配当			△142,550		△142,550
親会社株主に帰属する当期純利益			239,326		239,326
自己株式の取得				△77,336	△77,336
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
連結会計年度変動額合計	1,865	1,865	96,776	△77,336	23,171
当連結会計年度末残高	1,818,355	1,569,003	1,436,289	△77,480	4,746,169

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	747	4,723,745
連結会計年度変動額		
新株の発行		3,731
剰余金の配当		△142,550
親会社株主に帰属する当期純利益		239,326
自己株式の取得		△77,336
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△7	△7
連結会計年度変動額合計	△7	23,163
当連結会計年度末残高	739	4,746,908

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|----------------|--|
| (1) 連結子会社の数 | 5社 |
| (2) 連結子会社の名称 | (株)BBリゾート
ハイダウェイ熱川リゾートプロジェクト投資事業任意組合
(株)アオバインターナショナルエデュケイショナルシステムズ
現代幼児基礎教育開発(株)
Summerhill International(株) |
| (3) 非連結子会社の名称等 | (株)BBTオンライン
BBT ONLINE GLOBAL, INC. |

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|---------------------------------------|--|
| (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称 | 持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。 |
| (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等 | (株)BBTオンライン
BBT ONLINE GLOBAL, INC. |

持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

番組制作仕掛品・コンテンツ制作品……個別法

コンテンツの二次利用による制作品……先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～10年

工具、器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の個別債権については個別に回収可能性等を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 奨学還付引当金

奨学還付金制度対象講座の修了生又は優秀生に対する奨学金の支給に備えるため、過去の同講座の修了実績率、又は会社が決定した奨学金支給率に基づき算出した支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

売上高の計上基準

受講料収入については、原則として受講期間に対応して収益を計上しております。また、大学等の入学金収入については、入学手続完了時に収益を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く。）を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

但し、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等は投資その他の資産の「長期前払費用」に計上のうえ、5年間で均等償却し、それ以外のものについては発生年度に費用処理しております。

(会計方針の変更)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「貯蔵品」(当連結会計年度は141千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,357,811千円
土地	166,851千円
計	1,524,663千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	875,000千円
1年内返済予定の長期借入金	50,000千円
計	925,000千円

(根抵当権の極度額は、1,500,000千円であります。)

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,031,880千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	14,255,600株	8,500株	—	14,264,100株

(注) 変動事由の概要は、以下の通りであります。

譲渡制限付株式報酬の付与を目的とした新株の発行による増加 8,500株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	142,550	10.0	2018年 3月31日	2018年 6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの(予定)

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	154,705	11.0	2019年 3月31日	2019年 6月26日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権等の目的となる株式の数
新株予約権 580,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については、短期的な預金等で運用しております。また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの販売管理規程に従い、取引相手ごとの期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、株式であります。これは、主に2008年6月より開始した、当社の教育プログラムで学んだ成果を活かしニュービジネスにチャレンジする起業家に対して、事業創出を後押しするために出資を行うスタートアップ企業家支援プロジェクト、「背中をポンと押すファンド(SPOF)」を介して取得したものであり、主に発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取締役会の監督の下、有価証券管理規程に従い、定期的に発行体の財務状況等を把握し管理しております。

借入金は、設備投資に係る資金調達であります。借入金は流動性リスクに晒されており、当社では資金繰り表を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2. 参照のこと)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,612,776	1,612,776	—
(2) 売掛金	281,230	281,230	—
資産計	1,894,007	1,894,007	—
(1) 短期借入金	875,000	875,000	—
(2) 長期借入金(※)	50,000	49,918	△81
負債計	925,000	924,918	△81

(※) 1年内返済予定の長期借入金については、「(2) 長期借入金」に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金は固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額74,490千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の開示の対象とはしていません。

なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損6,395千円を計上しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において賃貸不動産及び遊休不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価 （千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
283,408	△1,346	282,062	279,346

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額は、減価償却による減少額であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準等を基にした金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 337円47銭

1株当たり当期純利益 16円81銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当事業年度期首残高	1,816,489	1,382,888	184,249	1,567,137	855,069	855,069
当事業年度変動額						
新株の発行	1,865	1,865		1,865		
剰余金の配当					△142,550	△142,550
当期純利益					81,076	81,076
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）						
当事業年度変動額合計	1,865	1,865	－	1,865	△61,473	△61,473
当事業年度末残高	1,818,355	1,384,754	184,249	1,569,003	793,595	793,595

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当事業年度期首残高	△143	4,238,553	747	4,239,300
当事業年度変動額				
新株の発行		3,731		3,731
剰余金の配当		△142,550		△142,550
当期純利益		81,076		81,076
自己株式の取得	△77,336	△77,336		△77,336
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）			△7	△7
当事業年度変動額合計	△77,336	△135,079	△7	△135,086
当事業年度末残高	△77,480	4,103,474	739	4,104,213

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

番組制作仕掛品・コンテンツ制作品……個別法

コンテンツの二次利用による制作品……先入先出法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～47年

構築物 10年～20年

機械及び装置 10年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の個別債権については個別に回収可能性等を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 奨学還付引当金

奨学還付金制度対象講座の修了生又は優秀生に対する奨学金の支給に備えるため、過去の同講座の修了実績率、又は会社が決定した奨学金支給率に基づき算出した支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

売上高の計上基準

受講料収入については、原則として受講期間に対応して収益を計上しております。また、大学等の入金収入については、入学手続完了時に収益を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

但し、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等は投資その他の資産の「長期前払費用」に計上のうえ、5年間で均等償却し、それ以外のものについては発生年度に費用処理しております。

(会計方針の変更)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「貯蔵品」(当事業年度は0千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「流動資産」の「その他」に含めております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	1,327,421千円
構築物	30,389千円
土地	166,851千円
計	1,524,663千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	875,000千円
1年内返済予定の長期借入金	50,000千円
計	925,000千円

(根抵当権の極度額は、1,500,000千円であります。)

2. 有形固定資産の減価償却累計額 756,133千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 短期金銭債権	21,352千円
(2) 長期金銭債権	17,109千円
(3) 短期金銭債務	5,715千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	20,377千円
仕入高	117,346千円
その他の営業取引高	91,444千円
営業取引以外の取引高	13,974千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末の株式数
普通株式	576株	199,400株	－	199,976株

(注) 変動事由の概要は、以下のとおりであります。

取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加 199,400株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

未払事業税	5,440千円
奨学還付引当金	36千円
棚卸資産評価損	4,612千円
関係会社株式評価損	3,058千円
投資有価証券評価損	9,665千円
資産除去債務	3,697千円
貸倒引当金	40,764千円
減価償却超過額	10,028千円
減損損失	3,551千円
その他	4,051千円
繰延税金資産小計	84,907千円
評価性引当額	△60,713千円
繰延税金資産合計	24,193千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)BBリゾート	直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1、3	170,000	関係会社 長期貸付金	170,000
				資金の回収 (注) 1、3	170,000		
				利息の受取 (注) 1、3	—	投資その他の資産 その他	17,109
	(株)アオバインターナ ショナルエデュケイ ショナルシステムズ	直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の回収 (注) 2	150,000	1年内回収予定の 関係会社 長期貸付金	150,000
						関係会社 長期貸付金	575,000
				利息の受取 (注) 2	6,700	流動資産 その他	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等は、以下のとおりであります。

1. 資金の貸付について、貸付金利は市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保の提供は受けておりません。
2. 資金の貸付について、貸付金利は市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。また、同社保有の現代幼児基礎教育開発(株)の株式を担保として受け入れております。
3. 当該債権に対し、131,706千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、270千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 291円77銭

1株当たり当期純利益 5円69銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。